二の三　規則第百六十二条第三項第一号に規定する講習（プログラム高度管理医療機器関連）	一　医療機器販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通におけるプログラム高度管理医療機器の品質確保 四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五　販売倫理と自主規制	六時間
二の四　規則第百七十五条第一項各号列記以外の部分に規定する講習（特定管理医療機器関連）	一　医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通における特定管理医療機器の品質確保 四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五　販売倫理と自主規制	六時間
二の五　規則第百七十五条第一項第一号に規定する講習（補聴器関連）	一　医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通における補聴器の品質確保 四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五　販売倫理と自主規制	六時間
二の六　規則第百七十五条第一項第二号に規定する講習（家庭用電気治療器関連）	一　医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通における家庭用電気治療器の品質確保 四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五　販売倫理と自主規制	六時間
二の七　規則第百七十五条第一項第三号に規定する講習（プログラム特定管理医療機器関連）	一　医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、産業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通におけるプログラム特定管理医療機器の品質確保	六時間

二の三　規則第百六十二条第三項第一号に規定する講習（プログラム高度管理医療機器関連）	一　医療機器販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通におけるプログラム高度管理医療機器の品質確保 四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五　販売倫理と自主規制	六時間
二の四　規則第百七十五条第一項各号列記以外の部分に規定する講習（特定管理医療機器関連）	一　医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通における特定管理医療機器の品質確保 四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五　販売倫理と自主規制	六時間
二の五　規則第百七十五条第一項第一号に規定する講習（補聴器関連）	一　医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通における補聴器の品質確保 四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五　販売倫理と自主規制	六時間
二の六　規則第百七十五条第一項第二号に規定する講習（家庭用電気治療器関連）	一　医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通における家庭用電気治療器の品質確保 四　医療現場における販売業者及び貸与業者の役割 五　販売倫理と自主規制	六時間
二の七　規則第百七十五条第一項第三号に規定する講習（プログラム特定管理医療機器関連）	一　医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定 二　医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三　流通におけるプログラム特定管理医療機器の品質確保	六時間